

コンプライアンスの徹底

企業倫理・コンプライアンス

考え方

IHIグループは、「IHIグループコンプライアンス基本規程」などに従い、適切なコンプライアンスの運用に努めています。これらは、法令順守にとどまらず、変化する社会の価値観や社会からの要請を的確に把握し、社会の期待に応えるための取り組みです。

IHIグループは、2019年の民間航空機エンジン整備事業における不適切事案を受けて、リスク管理活動における注力項目としてコンプライアンス体制および品質保証体制の強化などを掲げ、再発防止に向けた取り組みを進めてきました。

また、IHIグループは、社会とお客さまと共に持続的な成長を遂げるためには、ステークホルダーからの期待に応え、信頼を得ることが重要と考えています。この考え方に基づいて、私たちが実践すべきことを「IHIグループ基本行動指針」にまとめています。「IHIグループ基本行動指針」を順守するため、IHIグループの役員および従業員が日々の業務においていかに判断し行動すべきかを示す「IHIグループ行動規範」を定めました。

さらに、2021年度からは、コンプライアンスの日(5月10日)を制定し、この日に合わせて、トップメッセージの配信や職場対話などの諸活動を行っています。

方針

●IHIグループ基本行動指針

私たちIHIグループは、「技術をもって社会の発展に貢献する」、「人材こそが最大かつ唯一の財産である」との経営理念のもとに、地球的課題を意識し、お客さまや取引先、株主のみならず、もちろん、ともに働く人びと、そして地域社会や国際社会の期待に応えるために私たちがなすべきことを自ら実践し、それぞれからの信頼を得ることによって将来にわたって企業としての存在価値を高めることに努めます。

あらゆる場面に共通する私たちの基本的な態度

法の支配の尊重と倫理的な行動

私たちは、法令の意味するところを理解したうえでこれを大切に守り、社会的なルールや国際的な取り決めにも反することのないよう、誠実、公正を旨として倫理的に行動します。

人権の尊重

私たちは、人権の重要性を十分に認識し、事業活動のなかで常に尊重するよう努めます。

相互理解の促進

私たちは、私たちを取り巻く人びとと互いに理解しあうために、事業活動に関わる情報を発信し、それが周囲に与える影響について説明するとともに、常日頃から意見を交換することに努めます。

私たちが取り巻く人びとや社会・環境に対する責任

製品・サービスをとおしてつながる人びとに対する責任

- ① 私たちは、事業を行なうにあたって関わる人びとと互いに信頼できる関係を築き、持てる能力を最大限に活用し、様々な分野の社会的課題の解決に役立ち、世界の人びとのさらなる豊かさの実現のための製品・サービスを開発し、提供します。
- ② 私たちは、開発、提供する製品・サービスの安全性に十分配慮するとともに、お客さまおよびユーザの満足を得られているかを確認し、絶えず製品・サービスの水準を高めるように努めます。
- ③ 私たちは、取引にあたっては相手に不正な行為や利益を求めたりすることなく、公正で自由な開かれた関係を築きます。

ともに働く人びとに対する責任

私たちは、ともに働くすべての人びとの人格、個性を互いに尊重し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、働く人びとのゆとりと豊かさの実現に努めます。

地域社会および国際社会に対する責任

- ① 私たちは、一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、社会が抱える課題の解決のために積極的に活動します。
- ② 私たちは、世界のいかなる地域で事業活動を行なうときでも、それぞれの地域固有の文化の価値を理解し、その地域の人びとの期待に応えるよう努めます。
- ③ 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

地球環境に対する責任

私たちは、地球環境がすべての社会・文化の存立基盤であることを認識し、将来の世代の人びとが必要とするものを損なうことのないように注意を払い、製品・サービスの提供のみならずあらゆる事業活動の局面で、地球環境の保全および環境負荷の低減に努めます。

経営幹部の役割と責任

経営幹部の役割

- ① 経営幹部は、この指針の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範してこの指針の趣旨を実践します。
- ② 経営幹部は、ともに働く人びとにこの指針を周知徹底のうえ、実効ある社内体制の整備を行ない、絶えず企業としての価値を高めることに努めます。

経営幹部の責任

経営幹部は、この指針に反するような事態が発生したときには、自ら解決に当たり、原因究明と再発防止に努め、社会に対して迅速かつ的確に情報を開示し、権限と責任を明確にしたうえで、自らを含めて厳正な処分を行ないます。

IHIグループ行動規範

本指針を遵守するため、IHIグループの役員および従業員が日々の業務においていかに判断し行動すべきかの基準として、「IHIグループ行動規範」を定めるものとします。

コンプライアンスの徹底

●IHIグループ行動規範

1. 私たちは、ルールを理解し、守ります。
2. 私たちは、決して不正な行為を行いません。
3. 私たちは、人権を尊重します。
4. 私たちは、お客さまにお届けする安全と品質を最優先にします。
5. 私たちは、公平・公正な取引を行いません。
6. 私たちは、自らならびに仲間の安全を決して損ないません。
7. 私たちは、情報を厳格に管理します。
8. 私たちは、問題が起きたら直ちに報告します。

●IHIグループコンプライアンス基本規程

コンプライアンスは、社会の中で企業が活動を行なうための基盤となるものです。

IHIグループは、「IHIグループ基本行動指針」に則り、次の行動を実践することと定義しています。

- 法令や社内規定などのルールを大切にし、守ること
- 企業人として公正で、かつ責任ある行動をとること

ガバナンス

■コンプライアンス委員会

IHIグループは、CEOを議長とするリスク管理会議の下部機関となる全社委員会組織として、グループコンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

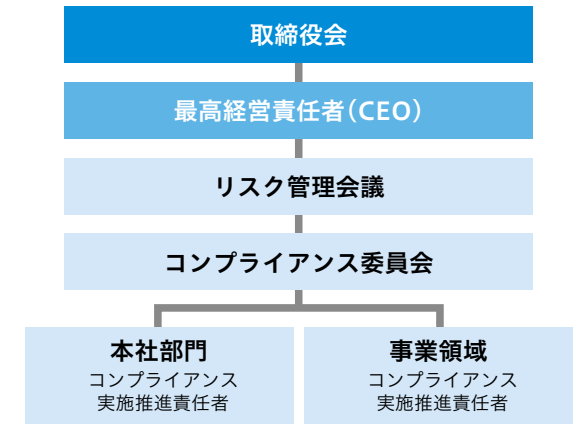
委員会は、競争法違反防止や贈賄防止なども含むコンプライアンスに関わる重要な方針を審議・立案し、活動を推進しています。グループコンプライアンス担当役員を委員長、各部門のコンプライアンス実施推進責任者を委員として構成されています。

委員会の決定事項は委員を通じて各部門に展開され、事業形態に応じたコンプライアンス活動に反映しています。委員会の活動については、年度初めに前年度の実績および当年度の計画を経営会議で報告しています。

また、法務部は事務局として、コンプライアンス委員会で定めた活動方針に沿ってコンプライアンス活動を企画・実施するとともに、各部門の活動状況をフォローしながら必要な指導や支援を行っています。

なお、経営上特に重要なコンプライアンス関連事項は、取締役会に報告・付議しています。

●コンプライアンス体制図



●コンプライアンス委員会

委員長	グループコンプライアンス担当役員
委員	各部門のコンプライアンス実施推進責任者
事務局	法務部
2023年度の開催回数	2回

コンプライアンスの徹底

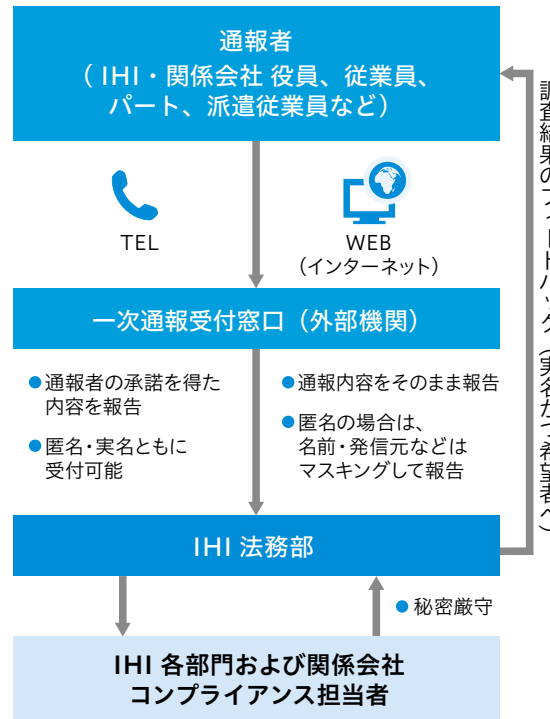
リスク管理

コンプライアンス・ホットライン

IHIグループは、全ての役員・従業員などによる、法令、社内規定や社内外のルールに対する違反やその恐れのある行為などを未然にあるいは早期に把握し、適切な是正を図るための内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを運用しています。この制度は、通報したことについて利用者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせなどを行うことが禁止されており、違反者は就業規則などに従い処分されます。

このホットラインをイントラネット上に掲載し、トップ画面にリンクを張っているほか、各研修で周知を行っています。役員・従業員などはこのホットラインを通じて、指揮命令系統を介さずに社外の専門機関に直接通報・相談できます。国内のみならず、海外でも運用しており、通報は各国・地域で主に使用される言語でも受け付けています。

●コンプライアンス・ホットラインの仕組み



●コンプライアンス・ホットライン通報件数

(単位：件、対象：IHIおよび関係会社)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
通報件数	202	263	286	314

コンプライアンスの徹底

取り組み

教育・浸透

品質・コンプライアンス研修

IHIグループは、2019年度より全役職員を対象とした「品質・コンプライアンス研修」を全グループ会社に展開し、1年に1回以上実施しています。本研修は、「IHIグループ行動規範」と「IHIグループ品質宣言」を浸透・定着させるためのものであり、「IHIグループ基本行動指針」にも触れる内容となっています。

また、2020年度より、品質コンプライアンス問題に関する事例研究を通して、品質コンプライアンス問題の発生要因とリスクを理解し、自部門における類似問題の未然防止に役立てることを目的とした「品質コンプライアンス事例研究研修」を実施しています。

2023年度も、未受講者や新任基幹職を対象に実施しました。

「コンプライアンスの日」(5月10日)関連活動

IHIグループは、2021年度より5月10日を「コンプライアンスの日」と定め、この日に合わせて、毎年さまざまな取り組みを行っています。

2023年度は、全グループ会社の役員および従業員に向けた、トップメッセージ動画の配信や職場対話などを行いました。

●コンプライアンス教育の受講者数

項目	データの対象範囲	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
品質・コンプライアンス研修	IHIおよび国内子会社	24,085	26,243	25,870	25,379
	海外子会社	3,261	4,938	5,334	5,072

コンプライアンスの徹底

税務コンプライアンス

考え方

国際課税の新ルールが導入される中、企業は税務当局・投資家・社会を含めたステークホルダーに対し、企業グループの税務に関する透明性を確保し、説明責任を果たす必要性が増しています。

IHIグループは、こうした税務ガバナンス高度化の要請に対応するため、2019年4月にその基本となる取り組み方針として、「IHIグループ税務基本方針」を定めました。

方針

●IHIグループ税務基本方針

IHIグループは、「IHIグループ基本行動指針」に基づき、以下のとおり税務に関する基本方針を定め、税務コンプライアンス意識を高めるとともに、将来にわたってIHIグループの持続的な成長と企業価値の向上に努めます。

1. 法令の遵守

IHIグループは、各国・地域の税に関する法令の意味するところを理解したうえでこれを大切に守り、社会的なルールや国際的な取り決めに反することのないよう、誠実、公正を旨として倫理的に行動します。

2. 移転価格

IHIグループは、IHIグループ各社の貢献に応じた所得の適正配分を実現するため、各国・地域における法令や、国際的な移転価格ガイドラインに基づくグループ内取引価格を設定することにより、各国・地域における税金の適正納付に努めます。

3. タックスプランニング

IHIグループは、租税回避を目的とした事業実体を伴わないタックスプランニングは行ないません。

4. 税務当局との関係

IHIグループは、税務行政手続きおよび税務調査時における情報提供を適時適切に行なうことにより、各国・地域の税務当局との健全な関係を維持するよう努めます。

ガバナンス

IHIグループは、取締役(グループ財務担当)の管轄のもと、グループ全体で適切な税務ガバナンスの構築を図っています。

取り組み

■教育・浸透

IHIグループは、グループ全体への教育と浸透を図るため、「IHIグループ税務基本方針」の多言語への翻訳を行い、これを国内外関係会社へ展開しています。

■税務に関するステークホルダーエンゲージメントおよび管理

IHIグループは、各国・地域の税法に従った適時適切な税務申告を行うとともに、税務当局との健全な関係の維持に努めています。また、税務ガバナンスの充実に向けた取り組みを促進するため、自社の税務調査結果を経営会議で報告し、トップマネジメントを通じた再発防止を図っています。

IHIグループは、これらの取り組みを基盤として税務コンプライアンスの確保、および税務コストと税務リスクの適切な管理を実現していきます。

コンプライアンスの徹底

競争法・贈賄禁止法

考え方

競争法および贈賄禁止法に関するコミットメント

IHIグループは、全グループ会社が従うべき「IHIグループ基本行動指針」をまとめ、競争法・贈賄禁止法を含む諸法令の順守を、社長以下、積極的にコミットしています。競争法については、行動規範をより具体化した「IHIグループ競争法遵守基本規程」を2021年度に改訂し、グループ各社に運用基準の制定や競争法遵守活動管理責任者の設置などを義務付け、競争法順守体制の強化を図っています。また、IHI法務部において、グループ各社のビジネスの実態を踏まえた実効性の高い運用基準づくりを支援するなど、反競争的行為防止のための継続的な取り組みを進めています。贈賄禁止法については、2015年に制定した「IHIグループ公務員贈賄防止に関する基本規程」により、公務員を含む全ての者に対する贈賄、ファシリテーションペイメントを含む不当・不合理な費用負担や寄付を禁止し、腐敗防止に取り組んでいます。また、グループ各社で運用基準を制定し、具体的な手続きや管理責任者を定め、規程の実効性を高めています。

ガバナンス

IHIは、内部統制の一環として、社内の各部門およびグループ各社に対し、「IHIグループ競争法遵守基本規程」および「IHIグループ公務員贈賄防止に関する基本規程」にのっとり対応がなされているかの監査を定期的に行っています。

また、IHIでは、競争法・贈賄禁止法に関するリスクアセスメントや教育・研修などを行い、その活動状況を半期に一度コンプライアンス委員会に報告しています。加えて、コンプライアンス上の問題は、コンプライアンス・ホットラインにより、不正を小さな芽の段階で発見して対処しています。万一コンプライアンス上の重大な問題が発見された場合は、CEOを本部長とする対策本部を設置し、社内外の専門家の知見も活用し迅速かつ柔軟に対応する体制を整えます。同対策本部は、再発防止策の実施までをフォローします。

リスク管理

競争法・贈賄に関するリスクアセスメント

IHIグループでは、毎年IHIの各部門およびグループ各社を対象として、競争法・贈賄に関するリスクについて、それぞれ活動エリアや業態に応じたアセスメントを実施し、リスクの度合いに応じた対応を行っています。

取り組み

教育・浸透

IHIグループでは、反競争的行為の防止のため、日本の独占禁止法や不正競争防止法のほか、米国シャーマン反トラスト法、欧州連合(EU)競争法をはじめとした各国競争法順守のための教育をIHIグループ全体で実施しています。また、腐敗行為の防止のため、米国海外腐敗行為防止法(U.S. Foreign Corrupt Practices Act)、英国贈収賄防止法(UK Bribery Act)などの順守に関する啓発・教育活動もIHIグループ全体で実施しています。

2023年度はe-ラーニングの対象者を広げたことから、どちらの教育も受講者数が大幅に増加しました。また、これらの活動は、リスクアセスメントの結果をもとに、IHIの各部門およびグループ各社のリスクの度合いに応じて実施するとともに、研修資料を社内イントラネットに掲載し、役員・従業員がいつでも閲覧できるようにしています。また、受講者からのフィードバックや法務部での実効性レビューを実施し、次年度以降における活動改善につなげています。

●教育・研修の受講者数(延べ)

(単位:名)

項目	データの対象範囲	2022年度	2023年度	
役員および従業員	IHIおよび連結子会社	2,007	51,222	
(テーマ別内訳)	競争法	IHIおよび連結子会社	622	26,148
	贈賄禁止法	IHIおよび連結子会社	1,385	25,074
(地域別内訳)	日本	IHIおよび国内子会社	1,784	50,618
	海外	海外子会社	223	604

●競争法、贈賄禁止法の順守

●競争法、贈賄禁止法への違反件数

(単位:件、対象:IHIおよび連結子会社)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
競争法	0	0	0	0
贈賄禁止法	0	0	0	0

●政治団体および経済団体・その他主な業界団体への支出額

(単位:百万円、対象:IHI)

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
支出額	政治団体	10	10	10	10
	経済団体	57	52	55	55
	その他主な業界団体	122	119	122	123

コンプライアンスの徹底

安全保障貿易管理

考え方

IHIグループは、日本および国際社会の平和および安全の維持を目的として「安全保障貿易管理規程」を制定し、安全保障貿易管理を適切に実施しています。

「外国為替及び外国貿易法」の順守はもちろんのこと、海外グループ会社における所在国法の順守、米国の再輸出規制などに配慮した貿易管理の実施により、法令違反リスクおよび経済制裁リスクの低減に努めています。

ガバナンス

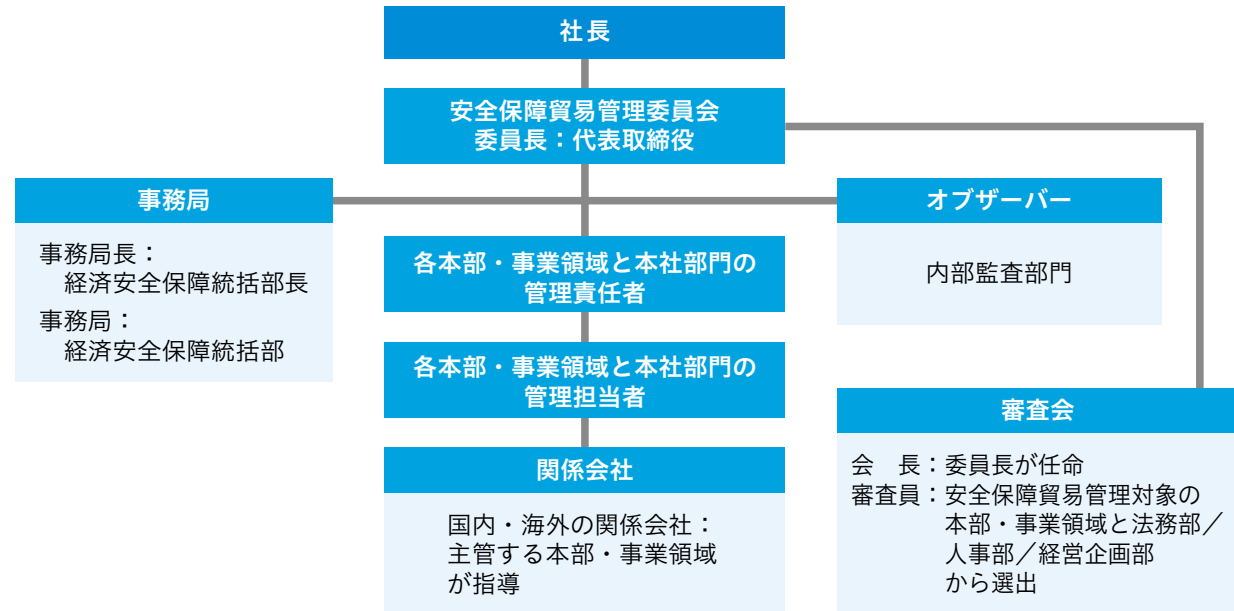
安全保障貿易管理委員会

IHIグループは、安全保障貿易管理委員会を設置して、貿易管理に取り組んでいます。

安全保障貿易管理委員会は、代表取締役を委員長とし、委員(各本部・事業領域および本社部門から選出された管理責任者)と事務局(経済安全保障統括部)で構成された全社委員会です。委員会では、安全保障貿易審査をはじめ、管理状況の監査、関連法規最新情報の共有、啓発・教育活動などを実施しています。

2023年度は委員会を3回開催し、監査結果、業務上の課題、海外の情勢を含めた安全保障貿易の環境などについて共有し、水平展開することでIHIグループ全体の管理品質向上を図りました。

●安全保障貿易管理体制



●安全保障貿易管理委員会

委員長	代表取締役
委員	各本部・事業領域と本社部門の管理責任者
事務局	経済安全保障統括部
2023年度の開催回数	3回

コンプライアンスの徹底

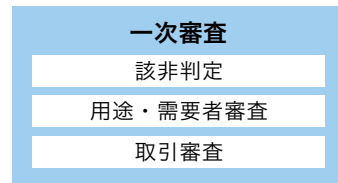
リスク管理

安全保障貿易審査

IHIグループでは、安全保障貿易管理として、3段階のディフェンスライン(DL)による審査体制を構築しています。取引実施部門が全ての取引について一次審査を行った後、それらの適法性・妥当性について各本部・事業領域が二次審査を行います。このうち機微度が高い案件や経済産業省による許可が必要な案件については代表権を持つ役員などによる三次審査を実施します。取引の内容に応じて必要な案件をもちなくかつ適切に審査する体制にしています。

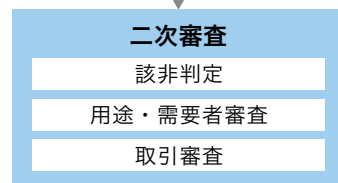
●安全保障貿易審査体制

第1DL (取引実施部門)



申請

第2DL (本部・事業領域)

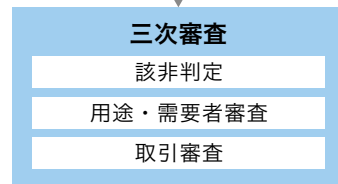


リスト規制非該当
(キャッチオール規制案件)
かつ懸念なし

決裁

リスト規制案件または懸念あり

第3DL (委員長・審査会)



取引承認
(許可取得後に輸出など可
などの条件付を含む)

決裁

※国への許可申請など
必要な手続きを別途実施

非承認

取引否決

取り組み

IHIグループでは、従業員に対して、各階層別に安全保障貿易管理に関する教育を実施しています。また、外部団体が主催する安全保障輸出管理実務者能力認定資格の取得を推進しています。

安全保障貿易管理においては、複雑な法令に対する厳格な理解が要求されます。従業員一人一人の正しい理解を促進して、適正な管理ができるように取り組んでいます。